

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601207号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700018号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、A社の同僚に係る金融機関の取引推移一覧表及び請求期間当時の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納

付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601208号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700020号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を19万7,000円、同年12月1日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が同厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に19万7,000円、同年12月1日に9万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び同年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601209号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700021号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、A社の元経理担当者の陳述並びにB社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に17万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与については、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601221号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700022号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年11月13日から同年10月30日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和36年10月30日から同年11月13日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和36年10月30日から同年11月13日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月30日から同年11月13日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和36年10月30日に同社B支店D営業所への転勤辞令が出て、請求期間は同事業所に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る人事記録、同社担当者の陳述及び同僚の被保険者記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和36年10月30日にA社から同社B支店に異動)し、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店における被保険者資格取得時(昭和36年11月)の厚生年金保険の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和36年10月30日から同年11月13日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601188号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から同年11月24日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっているが、ずっと変わらない金額を受け取っていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成5年11月24日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は、会社倒産後20年以上経過し、全ての資料は無くなっているため資料提供は不可能であると回答していることから、請求者の請求期間に係る給与及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、平成5年4月の随時改定で標準報酬月額が下がっている請求者を含む11人について、標準報酬月額を遡って訂正された等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記11人のうち、請求者を除く10人に照会したところ、回答があった6人のうち、請求者と同様に営業職であったとする二人は、いずれも平成5年頃に給料が下がった記憶があると回答している。

加えて、上記6人のうちの一人から提出された平成5年1月分から同年10月分の給料明細書によると、上記随時改定の後に、改定後の低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

このほか、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601213号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月31日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成21年12月31日に解散し、平成26年11月10日に清算終了となっていることが確認でき、請求期間当時の代表取締役へ照会を行ったものの、回答を得られなかった上、同社の会社分割先の事業所の担当者は、同社の平成18年12月の賞与に係る賃金台帳等の資料については、引き継いでいない旨陳述している。

また、請求者は、平成18年12月の賞与に係る賞与支給明細書及び預金通帳を保有していない上、請求者が当該賞与の振込先として記憶する金融機関は、請求者に係る平成19年3月1日より前の取引推移一覧表は、保存期限経過のため提供できない旨回答していることから、請求者の平成18年12月に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。